

政令番号25 アンチモン及びその化合物

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成19年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	
1	北海道	8.9E+1						1.5E+2	242.3
2	青森県	2.6E+1						1.9E+1	45.0
3	岩手県	3.9E+1						1.9E+1	57.5
4	宮城県	4.4E+1						5.3E+1	96.8
5	秋田県	3.0E+1						1.5E+1	44.8
6	山形県	4.6E+1						2.3E+1	68.5
7	福島県	9.5E+1						2.7E+1	122.6
8	茨城県	2.1E+2						5.1E+1	256.4
9	栃木県	1.2E+2						3.9E+1	162.0
10	群馬県	1.0E+2						3.1E+1	133.4
11	埼玉県	2.4E+2						1.7E+2	406.5
12	千葉県	9.1E+1						1.2E+2	212.9
13	東京都	2.5E+2						5.8E+2	835.5
14	神奈川県	1.3E+2						2.7E+2	395.9
15	新潟県	8.0E+1						4.2E+1	122.4
16	富山県	4.6E+1						2.7E+1	73.7
17	石川県	8.5E+1						2.8E+1	112.6
18	福井県	5.6E+1						4.1E+1	96.8
19	山梨県	5.6E+1						1.6E+1	72.0
20	長野県	9.3E+1						5.0E+1	143.3
21	岐阜県	3.9E+2						1.5E+2	537.9
22	静岡県	1.5E+2						6.6E+1	219.2
23	愛知県	5.0E+2						4.1E+2	903.9
24	三重県	1.1E+2						2.2E+1	133.8
25	滋賀県	8.6E+1						5.2E+1	138.4
26	京都府	1.2E+2						1.4E+2	263.6
27	大阪府	2.9E+2						3.4E+2	632.7
28	兵庫県	1.8E+2						1.7E+2	350.3
29	奈良県	4.7E+1						2.9E+1	75.7
30	和歌山県	3.2E+1						4.6E+0	36.1
31	鳥取県	1.7E+1						9.9E+0	26.5
32	島根県	3.1E+1						7.7E+0	39.1
33	岡山県	8.7E+1						3.0E+1	117.4
34	広島県	6.9E+1						1.1E+2	177.9
35	山口県	4.0E+1						2.5E+1	65.5
36	徳島県	2.2E+1						2.9E+0	24.7
37	香川県	6.8E+1						1.2E+1	80.4
38	愛媛県	5.8E+1						1.9E+1	77.4
39	高知県	2.2E+1						6.0E+0	27.6
40	福岡県	9.4E+1						1.4E+2	235.1
41	佐賀県	8.3E+1						1.1E+1	93.9
42	長崎県	8.8E+1						2.4E+1	112.4
43	熊本県	4.4E+1						3.2E+1	75.6
44	大分県	3.8E+1						1.4E+1	52.2
45	宮崎県	2.9E+1						1.6E+1	44.9
46	鹿児島県	5.0E+1						2.1E+1	70.9
47	沖縄県	4.1E+1						2.5E+1	66.2
	全国	4.7E+3						3.7E+3	8,423.9

注)「その他」のうち「製品使用に伴う低含有率物質」の排出量は、都道府県別の推計ができないため、都道府県合計と全国合計は一致しない。